

## 5 長寿支援課

## 5-1 要介護（要支援）認定者数

	4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	
要支援1	第1号被保険者	479	472	475	460	468	467	460	457	461	459	449	455
	第2号被保険者	6	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	9
	計	485	477	480	465	473	473	466	463	468	466	456	464
要支援2	第1号被保険者	575	576	575	578	573	579	568	568	566	570	567	561
	第2号被保険者	7	8	9	8	8	7	8	8	8	8	8	7
	計	582	584	584	586	581	586	576	576	574	578	575	568
要介護1	第1号被保険者	1,320	1,336	1,352	1,348	1,336	1,320	1,311	1,316	1,311	1,313	1,328	1,305
	第2号被保険者	25	25	24	24	24	25	26	25	25	25	24	26
	計	1,345	1,361	1,376	1,372	1,360	1,345	1,337	1,341	1,336	1,338	1,352	1,331
要介護2	第1号被保険者	1,032	1,032	1,043	1,052	1,064	1,056	1,069	1,063	1,063	1,057	1,059	1,053
	第2号被保険者	15	14	15	15	14	14	14	15	16	14	14	13
	計	1,047	1,046	1,058	1,067	1,078	1,070	1,083	1,078	1,079	1,071	1,073	1,066
要介護3	第1号被保険者	852	855	842	846	847	848	845	849	862	834	829	846
	第2号被保険者	12	12	11	12	12	13	12	11	11	11	9	8
	計	864	867	853	858	859	861	857	860	873	845	838	854
要介護4	第1号被保険者	840	853	849	847	827	827	836	823	809	803	807	813
	第2号被保険者	4	5	4	5	4	4	3	4	4	4	4	4
	計	844	858	853	852	831	831	839	827	813	807	811	817
要介護5	第1号被保険者	664	667	687	702	709	708	707	690	673	662	660	664
	第2号被保険者	12	13	14	14	14	16	13	15	14	12	14	15
	計	676	680	701	716	723	724	720	705	687	674	674	679
合計	第1号被保険者(A)	5,762	5,791	5,823	5,833	5,824	5,805	5,796	5,766	5,745	5,698	5,699	5,697
	第2号被保険者	81	82	82	83	81	85	82	84	85	81	80	82
	計	5,843	5,873	5,905	5,916	5,905	5,890	5,878	5,850	5,830	5,779	5,779	5,779
第1号被保険者数(B)	32,374	32,369	32,373	32,373	32,356	32,322	32,307	32,253	32,219	32,180	32,191	32,198	
認定者割合(A)／(B)	17.80%	17.89%	17.99%	18.02%	18.00%	17.96%	17.94%	17.88%	17.83%	17.71%	17.70%	17.69%	

## 5-2 介護保険料

### (1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(令和3年度～令和5年度)の介護保険事業計画に基づき、事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案して設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。当市では保険料の所得段階を、国の基準(9段階)から12段階に多段階化し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、制度に則った公費の投入により、低所得者の介護保険料の更なる負担軽減を行っています。

また、保険料算定では、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除引き下げの影響により不利益が生じないように調整を行っています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.30	21,528円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	35,880円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	50,232円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.40	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.85	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.95	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.05	147,108円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.20	157,872円

### (2) 令和4年度介護保険料の収納状況

#### 現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,599	337	170	65,067,852
第2段階	2,494	50	251	98,884,660
第3段階	2,655	27	94	136,915,156
第4段階	2,780	238	62	198,079,128
第5段階	6,676	61	87	485,432,000
第6段階	5,420	288	115	500,999,512
第7段階	3,590	247	55	393,710,044
第8段階	1,822	222	28	238,329,312
第9段階	750	95	16	115,132,641
第10段階	532	99	5	89,020,074
第11段階	101	10	1	17,395,521
第12段階	375	122	10	80,514,720

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

※3 令和4年に行った過年度に対する賦課分は含まない

#### 徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額(円)	収入額(円)	還付未済額(円)	収納率※
特別徴収	2,256,709,469	2,258,310,342	1,600,873	100.00%
普通徴収	165,301,460	162,825,203	151,258	98.41%
滞納繰越分	3,270,235	2,662,211	37,000	80.28%
合計	2,425,281,164	2,423,797,756	1,789,131	99.87%

※ 収納率=(収入額-還付未済額)/調定額

### 5-3 介護保険給付決定状況

#### (1) 介護給付費・予防給付費

(令和4年度分)(単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
<b>費用額</b>								
訪問サービス	11,591,921	20,990,394	211,276,483	245,956,929	212,222,239	252,363,296	322,722,428	1,277,123,690
通所サービス	5,565,240	28,801,150	409,484,141	446,010,024	357,146,848	283,917,509	176,062,660	1,706,987,572
短期入所サービス	630,190	2,171,460	72,421,404	111,082,530	174,390,210	165,606,758	112,018,460	638,321,012
福祉用具・住宅改修サービス	22,285,627	41,584,199	88,312,270	120,435,875	96,670,005	89,108,012	72,987,685	531,383,673
特定施設入居者生活介護	1,549,472	1,045,650	18,917,848	31,336,903	59,724,751	66,578,345	24,027,212	203,180,181
介護予防支援・居宅介護支援	13,282,227	22,082,613	175,862,913	133,299,517	102,060,145	69,629,715	50,739,249	566,956,379
地域密着型(介護予防)サービス	2,331,200	8,991,040	356,598,080	424,672,210	485,823,080	315,628,130	277,797,670	1,871,841,410
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	190,091,640	186,151,800	144,915,760	62,430,590	32,175,580	615,765,370
認知症対応型通所介護	265,540	121,030	18,308,850	23,421,590	40,359,340	13,810,220	14,394,110	110,680,680
小規模多機能型居宅介護	2,065,660	8,870,010	55,185,560	50,905,120	111,123,030	48,526,620	46,017,090	322,693,090
認知症対応型共同生活介護	-	-	84,131,700	156,774,690	140,665,620	115,452,750	85,431,210	582,455,970
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	8,880,330	5,114,160	14,118,830	9,228,280	9,785,490	47,127,090
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	2,304,850	34,640,500	66,179,670	89,994,190	193,119,210
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	144,803,225	290,962,392	786,699,205	1,554,961,716	1,602,951,821	4,380,378,359
介護老人福祉施設	-	-	16,247,980	75,795,110	452,948,250	1,019,200,635	928,700,660	2,492,892,635
介護老人保健施設	-	-	128,555,245	214,542,542	327,168,355	426,898,151	273,029,589	1,370,193,882
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	-	624,740	6,582,600	108,862,930	401,221,572	517,291,842
合計	57,235,877	125,666,506	1,477,676,364	1,803,756,380	2,274,736,483	2,797,793,481	2,639,307,185	11,176,172,276
<b>支給額</b>								
訪問サービス	10,041,370	18,549,418	186,755,043	218,374,021	187,358,744	225,320,548	286,741,295	1,133,140,439
通所サービス	4,941,425	25,761,794	364,778,966	396,815,933	316,354,222	253,753,805	156,197,030	1,518,603,175
短期入所サービス	538,141	1,946,393	64,382,758	98,501,663	154,749,007	148,066,606	100,077,173	568,261,741
福祉用具・住宅改修サービス	19,663,749	37,183,698	78,396,421	106,964,046	85,582,219	79,474,574	64,749,010	472,013,717
特定施設入居者生活介護	1,394,524	941,085	16,462,937	28,118,736	53,752,270	59,667,222	21,624,481	181,961,255
介護予防支援・居宅介護支援	13,282,227	22,082,613	175,862,913	133,299,517	102,060,145	69,629,715	50,739,249	566,956,379
地域密着型(介護予防)サービス	2,066,381	8,091,936	318,709,567	379,328,084	434,429,526	281,969,915	248,472,746	1,673,068,155
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	169,485,252	165,899,741	129,805,705	55,851,024	28,950,241	549,991,963
認知症対応型通所介護	238,986	108,927	16,403,659	21,055,041	35,580,760	12,323,040	12,940,519	98,650,932
小規模多機能型居宅介護	1,827,395	7,983,009	49,286,865	45,631,126	99,572,399	43,673,958	41,303,154	289,277,906
認知症対応型共同生活介護	-	-	75,718,530	140,295,753	125,587,265	103,742,794	76,208,840	521,553,182
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	7,815,261	4,435,616	12,706,947	8,091,886	8,806,941	41,856,651
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	2,010,807	31,176,450	58,287,213	80,263,051	171,737,521
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	129,725,003	259,736,148	703,460,929	1,392,036,852	1,429,208,634	3,914,167,566
介護老人福祉施設	-	-	14,623,182	67,239,253	405,370,359	913,841,141	830,633,960	2,231,707,895
介護老人保健施設	-	-	115,101,821	191,934,629	292,166,230	380,709,498	242,139,067	1,222,051,245
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	-	562,266	5,924,340	97,486,213	356,435,607	460,408,426
合計	51,927,817	114,556,937	1,335,073,608	1,621,138,148	2,037,747,062	2,509,919,237	2,357,809,618	10,028,172,427

※サービスの内訳

訪問サービス: 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

通所サービス: 通所介護・通所リハビリテーション

福祉用具・住宅改修サービス: 福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

## (2)-1高額介護サービス等費

区 分		件 数	給付額(円)
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	303	3,185,507
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	510	5,071,168
	世帯合算無	8,254	110,846,032
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	659	6,181,755
	世帯合算無	5,700	37,428,755
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,262	13,891,765
	世帯合算無	1,295	27,524,000
合 計		17,983	204,128,982

## (2)-1高額介護サービス等費(年間上限)

区 分	件 数	給付額(円)
世帯合算有	-	-
世帯合算無	-	-
合 計	-	-

## (3)高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,075	31,518,513
高額合算医療・介護予防サービス等費	9	59,394
合 計	1,084	31,577,907

## (4)特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	7,679	106,805,632
居住費	7,847	117,854,017
合計	15,526	224,659,649

## (5)審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
169,742	58	9,845,036

## 5-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

### 1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス (令和4年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
介護予防訪問介護相当サービス (従前相当)	2, 419	43, 079, 597
訪問型サービスA (緩和した基準による)	597	3, 754, 167
介護予防通所介護相当サービス (従前相当)	6, 098	131, 239, 858
通所型サービスA (緩和した基準による)	3, 478	23, 869, 660
介護予防ケアマネジメント	8, 414	26, 795, 029

(2) 委託事業者による通所型サービス (令和4年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	13	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	5	専門職による短期集中(12週間)の生活機能等改善プログラム

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費 (令和4年度)

件数	支給額(円)
154	429, 143

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 (令和4年度)

件数	支給額(円)
27	324, 402

### 2 一般介護予防事業

(令和4年度)

事業名	回数	参加数	内容
はつらつ運動塾 (65歳以上対象)	3 教室 36 回	実人数 57 人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2 教室 5 回	実人員 49 人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室
遠山地区運動教室 (65歳以上、サービスの利用のない方)	2 教室 44 回	実人員 45 人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室

## 5-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%、20%又は30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
<p><b>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</b></p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</li> <li>○預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</li> <li>○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</li> <li>○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</li> <li>○介護保険料を滞納していないこと。</li> </ul>	<p>サービスの利用料の25%・食費及び居住費（滞在費）について25%を減額</p> <p>（注1） （注2）</p>
<p><b>&lt;対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、八反田、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里</li> <li>●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ</li> <li>●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">いいだデイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">デイサービスセンターおよりて</li> <li style="width: 50%;">上郷デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">北方デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">北部デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">千代デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">かなえデイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">南信濃デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">かわじデイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">デイサービスセンターあぐり山本</li> <li style="width: 50%;">竜東デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">デイサービスセンター四季</li> <li style="width: 50%;">西部デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">中部デイサービスセンター</li> </ul> </li> <li>●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ</li> <li>●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて</li> </ul>		

（注1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の食費、居住費については、特定入所者介護サービス費対象者のみ減額。

（注2）高齢福祉年金受給者は50%を減額。生活保護受給者は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の個室の居住費のみ100%を減額。

制度の種類	対象となる方			減額等の内容	
<b>介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業</b> 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方 ○要支援・要介護認定者、事業対象者			通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給	
<p style="text-align: center;">&lt;対象となる通所系サービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通所介護・介護予防通所介護</li> <li>●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>●地域密着型通所介護      ●通所型サービス（独自）</li> </ul>					
<b>高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度</b>  1 か月に支払った介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額が世帯合計で 44,000 円を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。  低所得者には負担が過重にならないように、軽減された上限額が設定されています。	所得区分		上限額（月額）		
	・生活保護の被保護者 ・15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		世帯	15,000 円	1 か月に支払った各介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額の合計が、一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。  総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 か月の利用者負担額が一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。  （注 1）
	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合		世帯	24,600 円	
	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える場合 ・24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		個人	15,000 円	
	・一般 市民税課税世帯のうち、下記以外		世帯	24,600 円	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	44,400 円	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円以上約 690 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	44,400 円 (R3.8～)	
・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 690 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	93,000 円 (R3.8～)		
		世帯	140,100 円 (R3.8～)		
<b>高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度</b> 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯			1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給  （注 1）	
	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	基準額		
	901 万円超	83 万円以上	212 万円		
	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円		
	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円		
210 万円以下	26 万円以下	60 万円			



	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34万円
	○70歳～74歳の方 ○後期高齢者医療被保険者		
	所得区分	基準額（令和3年8月～）	
	被保険者証の負担割合が「3割」 で市町村民税課税標準額が690万円以上	212万円	
	被保険者証の負担割合が「3割」 で市町村民税課税標準額が380万円以上690万円未満	141万円	
	被保険者証の負担割合が「3割」 で市町村民税課税標準額が145万円以上380万円未満	67万円	
	一般	56万円	
	低所得者Ⅱ	31万円	
	低所得者Ⅰ	（注2）（31万円）19万円	

（注1） 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及びA型サービスのみが対象になります。

（注2） 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、低所得者Ⅱの合算限度額が適用されます。

（注3） 自己負担額が上記の基準額を超える場合に支給されます。ただし支給額が500円以下の場合には支給されません。

制度の種類	対象となる方			減額の内容	
<b>介護保険負担限度額認定制度</b>  介護保険施設入所（入所及び短期入所）者の食費、居住費の軽減	以下の①～③すべてに該当する方			限度額を超えた部分を給付	
	①世帯全員の方が市民税非課税				
	②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税				
	③預貯金等の額の要件				
	利用者負担	所得等の要件	単身		夫婦
	【第1段階】	生活保護受給者	要件なし		要件なし
		老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1,000万円以下		2,000万円以下
		世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	650万円以下		1,650万円以下
		世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	550万円以下		1,550万円以下
【第3段階②】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超	500万円以下	1,500万円以下		
利用者負担	部屋の種類	居住費限度額（注1）	食費限度額（注1）		
【第1段階】	多床室（相部屋）	0円	施設・短期：300円（注4）		

		従来型個室(特養等) (注2)	320 円		
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	490 円		
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
	【第2段階】	多床室(相部屋)	370 円	施設：390 円 短期：600 円	
		従来型個室(特養等)	420 円		
		従来型個室(老健、療養等)	490 円		
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
	【第3段階①】	多床室(相部屋)	370 円	施設：650 円 短期：1,000 円	
		従来型個室(特養等)	820 円		
		従来型個室(老健、療養等)	1,310 円		
		ユニット型準個室	1,310 円		
		ユニット型個室	1,310 円		
	【第3段階②】	多床室(相部屋)	370 円	施設：1,360 円 短期：1,300 円	
		従来型個室(特養等)	820 円		
		従来型個室(老健、療養等)	1,310 円		
		ユニット型準個室	1,310 円		
		ユニット型個室	1,310 円		

(注1) 限度額は1日あたりの金額。

(注2) 「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

(注3) 「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

(注4) 施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設。

短期とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護。

## 5-6 高齢者等の在宅福祉サービス

(令和5年4月現在)

### 1 介護者疲労回復事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券）1回の利用につき1,500円の助成券を2枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券）1回の利用につき500円の入浴券を5枚支給します。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた額、または入浴1回につき500円を超えた額
4年度実績	マッサージ利用者数：26人 利用回数：48回 入浴利用者数：138人 利用回数：557回

### 2 寝具洗濯乾燥事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
4年度実績	利用実人数：144人 利用回数：266回

### 3 訪問理美容サービス事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。 重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回の利用につき1,000円の利用券を6枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
4年度実績	利用実人数：90人 利用回数：254回

#### 4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用1回につき3,000円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は5,000円の助成。 1回につき利用日数は7日以内で、1か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年6回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
4年度実績	利用者数：197人 利用回数：827回

#### 5 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用
4年度実績	利用実人数：1人 利用回数：2回

#### 6 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）
4年度実績	受給者数：（高齢者）154人

#### 7 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
4年度実績	対象者数：16人

## 8 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
4 年度実績	該当件数：0 件

## 9 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に 1 年以上居住している、介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の高年齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の 30% で、10 万円を上限に経費を補助します。 1 戸の住宅で補助は 1 回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
4 年度実績	助成件数：11 件

## 10 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分
4 年度実績	利用数：32,242 回

## 11 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）
4 年度実績	延利用者数：4 人 利用日数：30 日

## 12 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
4 年度実績	申立件数：7 件

### 13 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
4年度実績	派遣時間：30時間

### 14 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障1・2級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月500円      市民税非課税世帯：300円      生保世帯：0円
4年度実績	4年度3月末時点使用者数：163台

### 15 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
4年度実績	新設：0台      累計（平成元年から）：669台

### 16 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して100日間の短期入所を認めています。（12月～3月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
4年度実績	利用者数：0人      利用日数：0日

## 17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,280 円、独居の見守り 45分未満 1,647 円)
利用者負担	家族不在時 事業所の利用料から市委託料を除いた額 (別途交通費) 独居 介護保険同様の 1,830 円の 1 割
4 年度実績	利用者数：0 人 利用時間：0 時間

## 18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,700 円と交換用バッテリー代 2,310 円を支援します。(税込)
利用者負担	機器の利用料として月 550 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
4 年度実績	利用者数：2 人

## 19 GPS 機能付端末利用補助事業

対 象 者	1人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者
内 容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用 (毎月の使用料及びレンタル料は除く。) に対して、1 万円を上限に経費を補助します。 対象高齢者 1 人につき 1 回のみとします。 破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
4 年度実績	利用者数：2 人 (令和 4 年 4 月 1 日開始)

## 20 高齢者等配食事業

対 象 者	事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (600 円～700 円)
4 年度実績	利用者数：4 人 配食数：965 食 認定利用者数：70 人 配食数：9,848 食

## 21 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 必要な方は送迎します。
実施施設	山本老人福祉センター 上村ふれあいセンター
利用者負担	利用1回につき 生きがいデイ利用分 400円 生活保護世帯 0円 昼食等：実費（全員）
4年度実績	利用回数：154回

## 22 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体1・2級、及び療育A・精神1級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
4年度実績	参加人数：日帰りふれあい相談事業71人

## 23 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	88歳 (市)あいさつ状、5千円 100歳 (市)あいさつ状、1万円、市長訪問 (社協)祝品 (国)祝状、銀杯、紙筒 (県)祝状、紙筒 最高齢者(3名) (市)あいさつ状、5千円
4年度実績	贈呈者数：845人



## 5-7 地域包括支援センター

### 1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市では5カ所の地域包括支援センターを設置し、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

令和5年4月から地域包括支援センターを1か所増設するため、令和5年1～3月は開設準備を行いました。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な介護予防ケアマネジメントを行います。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

### 2 令和5年度 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座3-7 銀座堀端ビル2階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・松尾・下久堅・上久堅		Fax 0265-56-5505
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色551	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場406-31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路3467-2	Tel 0265-27-6052
担当地区：千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田470番地1	Tel 0265-48-5501
担当地区：上郷・座光寺		Fax 0265-48-5591
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102

## 5-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

### 1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和5年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	55
座光寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
松尾	—	—	—	1	2	—	—	—	1	4	332
下久堅	—	—	—	—	1	—	—	—	1	2	177
千代	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	54
竜丘	—	1	1	1	—	—	—	—	—	3	123
鼎	—	—	1	3	—	—	1	—	—	5	298
上郷	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	89
上村	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	50
南信濃	1	3	—	—	—	—	—	—	—	4	111
計	1	4	2	8	3	0	2	0	2	22	1,289

### 2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和4年度）

事業	内容	
グラウンドゴルフ実技講習会	6月24日	飯田市総合運動場第2グラウンドにて 会員18名参加
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会 南信州地区	6月30日	伊那市にて 会員39名参加 活動事例発表 講演「楽脳ウォーキングで脳と身体の健康づくり」 講師 フィットネスサポートセンター 三浦 弘 先生
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月28日	駒ヶ根市にて 女性会員15名参加 講演「「うたと音楽」であふれる笑顔！心と体の健康づくり」 講師 長野第一興商 浜 沙也加 先生 実技講習「いざという時に役立つ風呂敷活用術」
いきいき活動研修会	11月24日	会員33名参加 講演「南信州と新野・和合の風流踊り～ユネスコ無形文化遺産登録申請に寄せて～」 講師 櫻井 弘人 先生 囲碁ボール講習会
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問。
その他		組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問

### 3 生きがい対策

#### ○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

## 5-9 統計資料

市内高齢者人口								R5.3.31現在	
地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位	
1	橋北	2,786	1,309	47.0%	1,120	40.2%	722	25.9%	6
2	橋南	2,498	1,130	45.2%	971	38.9%	580	23.2%	9
3	羽場	4,580	1,742	38.0%	1,475	32.2%	844	18.4%	15
4	丸山	3,258	1,347	41.3%	1,119	34.3%	629	19.3%	14
5	東野	2,716	1,185	43.6%	976	35.9%	575	21.2%	12
6	座光寺	4,166	1,686	40.5%	1,447	34.7%	779	18.7%	13
7	松尾	12,710	3,836	30.2%	3,074	24.2%	1,640	12.9%	20
8	下久堅	2,637	1,206	45.7%	1,044	39.6%	598	22.7%	7
9	上久堅	1,182	645	54.6%	555	47.0%	327	27.7%	3
10	千代	1,485	789	53.1%	668	45.0%	426	28.7%	4
11	龍江	2,595	1,268	48.9%	1,102	42.5%	652	25.1%	5
12	竜丘	6,589	2,476	37.6%	2,051	31.1%	1,124	17.1%	18
13	川路	1,949	888	45.6%	769	39.5%	462	23.7%	8
14	三穂	1,320	594	45.0%	507	38.4%	266	20.2%	10
15	山本	4,463	1,925	43.1%	1,644	36.8%	868	19.4%	11
16	伊賀良	14,083	4,909	34.9%	4,097	29.1%	2,256	16.0%	19
17	鼎	12,996	4,846	37.3%	4,049	31.2%	2,308	17.8%	17
18	上郷	13,033	4,935	37.9%	4,156	31.9%	2,399	18.4%	16
19	上村	358	240	67.0%	207	57.8%	145	40.5%	2
20	南信濃	1,153	767	66.5%	706	61.2%	466	40.4%	1
	全市	96,557	37,723	39.1%	31,737	32.9%	18,066	18.7%	

飯田市	97,750	38,234	39.1%	32,286	33.0%	17,915	18.3%	R4.4.1
飯田市	97,480	38,235	39.2%	32,252	33.1%	18,113	18.6%	R4.10.1
長野県	2,020,870	773,255	38.3%	648,603	32.1%	359,832	17.8%	R4.10.1
全国	124,947,000	43,681,000	35.0%	36,236,000	29.0%	19,364,000	15.5%	R4.10.1

・市、県は住民記録、全国は人口推計月報値を使用

介護保険要支援・要介護認定者				R5.3.31現在					単位:人
地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
橋北	23	39	57	30	31	28	18	226	
飯田荘・第二	0	0	0	0	8	21	29	58	
橋南	14	22	51	27	19	20	19	172	
羽場	16	23	70	41	46	28	20	244	
丸山	23	20	51	41	18	19	17	189	
東野	13	16	52	35	27	17	11	171	
座光寺	21	20	52	50	28	26	20	217	
松尾	44	57	123	101	72	61	34	492	
きりしま邸苑	0	0	1	3	11	17	16	48	
ゆめの郷	0	0	3	3	12	27	16	61	
下久堅	15	18	48	47	22	20	19	189	
上久堅	14	7	23	21	14	15	10	104	
千代	10	14	38	32	16	13	16	139	
龍江	10	20	51	38	42	24	18	203	
ゆいの里	0	0	0	1	3	1	6	11	
竜丘	27	41	94	76	55	41	20	354	
川路	6	14	21	26	19	11	10	107	
ハートヒル川路	0	0	4	13	5	5	1	28	
三穂	8	8	22	17	10	8	7	80	
山本	17	23	61	41	32	26	29	229	
ヴィア緑風苑	2	0	3	5	1	0	0	11	
伊賀良	38	54	143	119	69	59	55	537	
かざこしの里	0	0	0	4	12	25	13	54	
陽だまりの丘	0	0	0	0	2	8	7	17	
たまゆら	0	0	3	2	7	5	11	28	
県	54	70	153	124	93	57	71	622	
信濃寮	0	0	0	1	9	7	1	18	
やまりきの郷	0	0	0	0	4	11	8	23	
上郷	47	62	151	118	66	71	45	560	
ケアハウス上郷	3	6	3	2	1	0	1	16	
笑みの里	0	0	0	1	11	16	12	40	
上村	14	6	10	10	4	5	5	54	
南信濃	39	26	29	25	30	13	18	180	
遠山荘	0	0	0	1	10	17	12	40	
住所地特例者	5	2	9	8	44	94	84	246	
計	463	568	1,326	1,063	853	816	679	5,768	
(参考:R49.30現在)	461	572	1,330	1,065	862	846	745	5,881	

※この数値は国保連提出時の参考値です。介護度を遡って変更し、確定した介護度別の合計数値については欄外の国保連データを参照ください。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	単位:人
(参考:国保連データ)	464	568	1,331	1,066	854	817	679	5,779	

独居高齢者・高齢者世帯数R5.4.1

独居高齢者	高齢者世帯
359	203
319	167
368	255
271	212
254	172
215	251
799	543
145	178
94	109
118	116
214	173
353	347
194	117
74	79
297	273
775	712
896	674
876	712
68	39
254	138
6,943	5,470

※各地区の数字には施設入所者を含みます。

	R4.4.1
	6,815 / 5,389

